

# いじめをなくそう！

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものといわれています。

また、登下校・放課後・スポーツ少年団など、いろいろなところでも起こります。

いじめには、

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これ以外にも、たくさんことがあります。

どんなことが「いじめ」になるかというと、

いじめられた本人が、「つらいなあ」「かなしいなあ」と感じたとき、それは、「いじめ」とされることがあります。

また、本人が「いじめられていません」と言っても、まわりの様子から「いじめ」と判断されることもあります。

さらに、これらの「いじめ」の中には、ケガをさせたり、人のものをぬすんだりするようなどても悪いことをおこなった時は、すぐに犯罪行為として警察に相談・通報されることもあります。

# いじめを早く見つけましょう！

## 児童のみなさんへ

◎ 「いじめかな？」と思っても、知らないふりをするのは、いじているのと一緒にです。みんなの力と勇気でいじめをなくしましょう。

◎ 勇気を出して、

- 一人でむずかしい時は、二人、三人で！
- 先生やおうちの人に相談しましょう。
- 下の相談窓口にも相談してもいいですよ。

※ いじめ電話相談 毎日 24 時間

TEL 059-226-3779

※ 24 時間子供 SOS ダイヤル 通話料無料

TEL 0120-0-78310

※ 子どもLINE相談みえ

平日 17:00~21:00



## いじめ防止基本方針 《概要版》



紀宝町立神内小学校

「神内小学校いじめ防止基本方針」全文は、神内小学校ホームページで閲覧できます。[神内小学校](#) 検索

ーはじめにー

いじめが、いじめを受けた子どもたちの人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

いじめは誰にでもどこでも起こりうるものであり、外から見えにくいものです。だからこそ、子どもたちに関わる全ての大人が「いじめは絶対に許さない」という意識を持ち、学校内外のいじめの防止に取り組む必要があります。とともに、子どもたちが傍観者になることなく、いじめの問題を主体的に考え、行動することをめざさなければなりません。

本方針では、学校の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、学校、家庭、地域住民等が連携し、子どもたちが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることをねらいとしています。

いじめに関する法令について

国においては「いじめ防止対策推進法」が平成 25 年 9 月 28 日、県においては「三重県いじめ防止条例」が平成 30 年 4 月 1 日、町においては「紀宝町子どものいじめの防止等に関する条例」が平成 27 年 12 月 22 日にそれぞれ施行されました。

ーいじめとはー

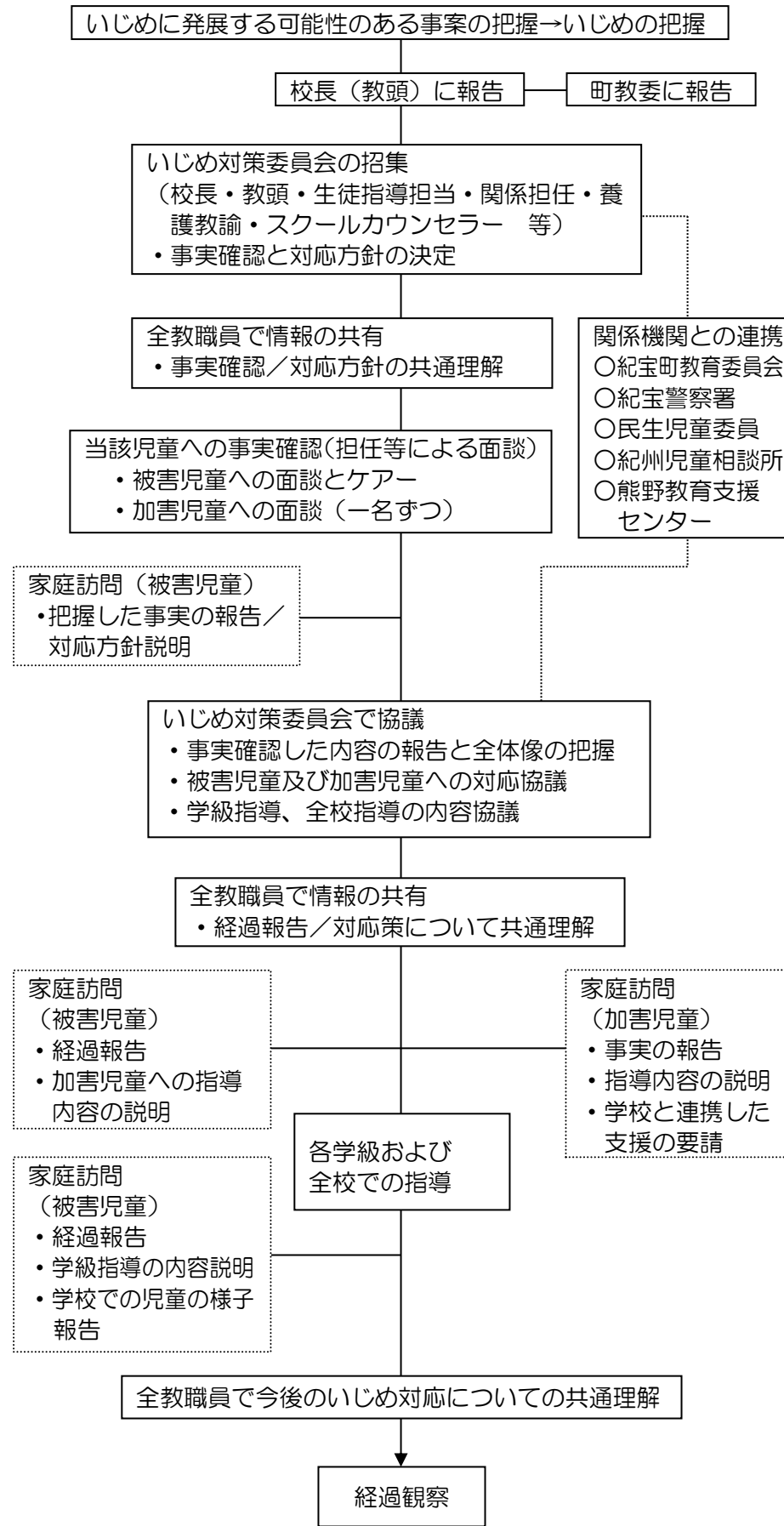
いじめ防止対策推進法および紀宝町子どものいじめの防止等に関する条例において「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と規定されています。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子どもの立場に立つことが必要です。この際、いじめには、多様な態様があるため、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するにあたっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、子どもの表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要があります。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた子どもがいたが、本人がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる子ども自身が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った子どもに対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要です。

《いじめ対応マニュアル》



※ いじめ対策委員会は、いじめの防止等の中核となる組織で、情報の収集と記録、共有を行う役割も担います。（それらの情報は、関係児童生徒ごとに記録します。）

《いじめ防止に関する取組》

【組織的な対応】

教職員間の情報共有を図り、学校全体で組織的にいじめの防止・早期発見、いじめを発見したときの対処等に取り組むため、「いじめ対策委員会」を設置

【未然防止】

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり  
…道徳教育・人権教育・情報モラル教育の充実など

【早期発見・事案対処】

- いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての機能  
…定期的なアンケート調査、教育相談など
- いじめの疑いに関する情報の収集等の記録、共有
- いじめに係る情報があつた時の情報共有、事実関係の把握、指導や支援方針の決定、保護者との連携等の組織的な対応

【いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- いじめ防止基本方針に基づく取組の実施、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正
- いじめの防止等に関する校内研修の企画・実施
- いじめ防止基本方針の見直し  
…いじめ防止基本方針に基づく取組の評価・改善（学校評価によるPDCAサイクルの実行）
- 「早期発見・事案対処等のマニュアル」や「チェックリスト」の作成および全教職員で共有

《いじめによる重大事態への対処》

いじめによる重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合」や「いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合」をいいます。

このような重大事態が発生した場合は、町教委とも連携しながら、「紀宝町いじめ防止基本方針」に沿って対応します。

-附則-

本基本方針は、紀宝町いじめ防止基本方針の改定に合わせて見直しを行います。